

令和7年（行ウ）第20号、第32号

地位確認請求事件

原告 株式会社長澤薬品 外2名

被告 国

陳述書 2

令和7年10月20日

東京地方裁判所 民事第38部B1係 御中

原告GrandHealth株式会社
代表取締役 箱石智史 

私が経営する「Grand薬局上野店」（以下、「当薬局」といいます。）の広告に関して、私の認識をお伝えします。

今回の被告の準備書面で、当薬局のホームページのソースコードで、「処方箋なし市販でお薬が買える」という文字を入力している点が、あたかも、令和4年通知を無視して行ったものであるかのような主張をしています。

しかし、それは事実と反します。

まず、ソースコードは「処方箋なし市販でお薬が買える」と記載するとユーザーが検索を入れた際にヒットする仕組みであり、当薬局のサイト上にその文言が現れるものではありません。また、当薬局のサイトでは、「処方箋なしで病院のお薬が買える便利な薬局」という記載がありますが、かかる記載は、他の文字と比べ極端に小さくかつ目立たないデザインで記載しており、かつ、数秒で別の表記に変わる仕組みになっており（甲26）、本来、令和4年通知がなければ、最大限にアピールしたい要素であるにも関わらず、これをどうにか工夫して控えめに掲載しています。

このことは、従前から零売薬局を行っている他の事業者さんが保健所の立入検査などがあるので、なるべく控えめにしておくことが良いというアドバ

イスを受けて行ったものです。

そのことは、看板の表記でも同様です。そもそも、当薬局を開設したのは令和4年通知の出る前の令和2年であり、広告に関しては、平成26年の薬局医薬品通知では明確な文言の制限がありませんでした。ただ、同通知では、やはり零売について例外的な販売であると定めており、保健所の立入検査の対象となっていたため、本来調剤薬局であれば、駅のロータリー近くや繁華街の近くに店舗を構え、店の名前以上に最大限大きな文字で「調剤薬局」

「処方箋受付」などと大々的にアピールしたいところ（甲29）、私の店舗は、目立ってしまわないよう上野駅前から離れた人通りも多くない、雑居ビルが立ち並ぶ裏通りを選び、ひっそり運営することにし（甲28）、看板も「処方箋なしで病院のお薬が買えます」という文字は、本来看板会社さんから、看板を作る際、アピール部分をもっと大きく描いた方がいいのではと指摘を受けましたが、やはり、保健所を意識し、道を歩いた人がかろうじて認識できる程度の小さな文字で記載するなど、最大限配慮をした結果です。

以 上